

平成24年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成24年6月22日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第68号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第69号 財産購入の件（消防通信指令施設）（総務・文教）
3 議案第70号 空知教育センター組合規約の一部変更の件（総務・文教）
4 議案第71号 美唄市国民健康保険条例等の一部改正の件（産業・厚生）
5 議案第72号 指定管理者の指定の件（美唄市まちなか交流広場）（産業・厚生）
6 議案第73号 市道路線の認定及び廃止の件（産業・厚生）
7 議案第74号 平成24年度美唄市一般会計補正予算（第4号）（予算審査特別）
第3 意見書案第6号 基地対策予算の増額等を求める意見書
第4 意見書案第7号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
第5 意見書案第8号 国の出先機関改革に関する意見書
第6 意見書案第9号 郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）サービス維持を求める意見書
第7 意見書案第10号 年金削減政策を中止

し、さらなる充実を求める意見書

- 第8 意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
第9 意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書
第10 意見書案第13号 北海道地域最低賃金のさらなる改善を求める意見書

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君

商工交流部長	奥山隆司君
農政部長	須田正毅君
都市整備部長	山口隆慶君
市立美唄病院事務局長	高倉雄治君
消防長	後藤樹人君
総務部総務課長	佐藤崇君
総務部総務課主査	平野太一君

教育委員会委員長	工藤勝善君
教育長	安田昌彰君
教育部長	伊藤敦史君

選挙管理委員会委員長	後藤泰彦君
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇君

農業委員会会長	西川芳勝君
農業委員会事務局長	吉田寿幸君

監査委員	扇谷均君
監査事務局長	鎌田覚君

◎事務局職員出席者

事務局長	中平匡司君
次長	三上忠君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 倉本賢議員

2番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第68号美唄市火災予防条例の一部改正の件ないし順序7、議案第74号平成24年度美唄市一般会計補正予算第4号の以上7件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第68号ないし議案第70号の以上3件について、五十嵐総務・文教委員長。

●五十嵐総務・文教委員長（登壇） おはようございます。ただいま議題となりました議案第68号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第69号財産購入の件（消防通信指令施設）及び議案第70号空知教育センター組合規約の一部変更の件の以上3件について総務・文教委員会の審査の経過、並びに、結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月20日委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第68号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

法令等の改正に伴う条例改正ということであるが、この法令改正にあたり、新たに危険物として追加された化学物質が大きな火災の延焼につながったなど、法令改正の発端となるような全国的な事例はあったのか、また、市内に同様の化学物質を有する施設等はあるのか、との質疑に対し、この危険物に係る火災の事例として、漂白剤等々の製品が多量にあるクリーニング店の火災などがあるが、漂白剤等については、業務用として輸入される一部の外国製品を除き、国内で製品化された

ものに危険物に該当するものはないと聞いており、市内には、今のところ、これらの製品を取り扱っている施設等はないものと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 69 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、契約の方法について、一般に契約というのは、一般競争入札がベースになると思うが、今回のシステム更新に際し、地方自治法施行令による随意契約の適用に至った経過等について、との質疑に対し、平成 8 年に導入した現行の消防通信司令施設のシステムは、ユニックスという特殊なシステムであり、現在のデータの新システムへの移行が、このシステムを持たない他社ではできないこと、また、導入費用面でも現システムを更新する方が安価となるということなどが、随意契約の理由である。との答弁。

次に、システムの移行の段階で、緊急災害等が起こる可能性もあると思うが、切り替えの際、運用面でのタイムラグは発生しないのか、との質疑に対し、現在、指令施設が入っている部屋の一部分に新しい機器を構築し、それが使用可能となった時点で、旧システムを撤去するという形になるため、切り替えの際のタイムラグはない。との答弁がありました。

次に、議案第 70 号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

空知教育センター組合の移転に伴う費用負担について、家賃相当額等、経常経費は増になるのか、また、解体費用はどれぐらいの額が見込まれているのか、との質疑に対し、家賃相当の負担については、申し合わせの中で、

事業費や組織機構の見直しを図り、現在の負担額を上回らないような形での負担設定をしている状況である。解体費については、現在、見積額は 3,500 万円と聞いており、公共的な工事の落札率を考え合わせると、おおむね 3,000 万円程度の費用になるものと試算をしている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 68 号ないし議案第 70 号の以上 3 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 71 号ないし議案第 73 号の以上 3 件について、高田産業・厚生委員長。

●高田産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第 71 号美唄市国民健康保険条例等の一部改正の件、議案第 72 号指定管理者の指定の件（美唄市まちなか交流広場）及び議案第 73 号市道路線の認定及び廃止の件、の以上 3 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 20 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 71 号における質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。該当する外国人登録者それぞれの国籍は確認できるのか、との質疑に対し、平成 24 年 5 月末現在で、国籍については 6 国籍、内訳については、中国が 9 名、朝鮮が 4 名、韓国が 21 名、フィリピンが 6 名、アメリカが 3 名、ウクライナが 1 名の 44 名となっている。との答弁がありまし

た。

次に、議案第 72 号における質疑・答弁のうち主なものを申し上げます。

運営面や利用への意識を高める上で、より身近な地元商店街や住民などが主体となって指定管理者となった方がふさわしいのはいか、との質疑に対し、すずらん通り商店街も選択肢の一つであったが、任意団体であり、事務局体制等を考えると難しいとの判断があった。しかし、商店街の核となる施設であるため、指定管理者という形以外での方策等、今後検討していきたい。との答弁がありました。

次に、まちなか交流広場は、当初、安全のために未舗装としたが、イベントが少ない理由にもなっているとの話があった。市と指定管理者の間で改善点等話し合われているのか、との質疑に対し、舗装については、当初は未舗装が安全と言われたが、最近ではダンス等、未舗装では、かえって危険との意見も出ている。市と商工会議所は日々改善点等について話し合いを持っており、舗装も必要と考えている。との答弁がありました。

なお、議案第 73 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 71 号ないし議案第 73 号の以上 3 件は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 74 号について、小関予算審査特別委員長。

●小関予算審査特別委員長（登壇） ただい

ま議題となりました議案第 74 号平成 24 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 21 日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第 74 号一般会計補正予算（第 4 号）に係る質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、まちなか交流広場管理運営事業について、地域の活性化を目的にした施設という、当初の計画どおりに利用されているのか、との質疑に対し、駐車場としての利用については、有料スペース、無料スペース共に満車状態で、おおむね当初計画を達成しているものと考えているが、このスペースを利用したイベントについては、平成 23 年度は 3 回と、多い数字ではないと考えている。との答弁。

次に、中心市街地のにぎわい創出、活性化には様々なイベントでこのスペースを利用していくことが必要と考えるが、今後の取り組みについて、との質疑に対し、地元商店街等が中心となってイベントを開催しており、人を呼び込もうという意識が高まっており、今年度において新たなイベントの計画もあるが、広場の現状が砂利路面で使い勝手が悪いこともイベントが増えないことの一因となっていることから、厳しい財政ではあるが、この広場の舗装化について検討していきたい。との答弁。

次に、子宮頸がんワクチン接種事業について、15%ないし 20%の未接種率となっているが、未接種者に対するアプローチの経過及び接種率を上げるための取り組み状況について、

との質疑に対して、現在、予約をして来られない方には電話で連絡をしているが、任意接種のため、予約をしていない方への連絡は行っていない状況にあることから、接種対象者と保護者に対する健康教育を23年度同様、今年度も実施するほか、未接種者への対応として、接種に関する周知等を学校で行ってもらうよう学校長宛に依頼文書を出すことを考えている。との答弁。

次に、最終処分場管理運営事業について、遮水シートが雪の重みで伸び、90メートルに渡りフェンスが傾いたとのことだが、このフェンスの総延長は何メートルあるのか、また、そのような伸び方をしたシートが、伸びていない部分と同じような安全性、柔軟性が確保できているのか、との質疑に対し、フェンス全体の延長は1周で約500メートルであるが、90メートル以外の部分については問題がないこと、また、シートについても、伸びしろにまだ余裕があり、このまま使用することに問題はないことをメーカー側に確認している。との答弁。

次に、生ごみ堆肥化施設整備事業について、生ごみ堆肥化に関するスケジュール、方向性は、これから具体的に示され議論される部分だと思うが、広域処理の関係について、2月に結んだ「新ごみ処理施設の整備及び運営に関する細目協定書」の内容について、との質疑に対し、細目協定の主な内容は、「施設整備の期間等」、「ごみの種類等」、「焼却残渣の処分」、「費用負担割合等」、「負担額の財源の手当」、「費用等の予算措置」、「負担額の請求・納入等」、「事情変更」、「補則」の全9条立てとなっている。別表には、美唄市・岩見沢市・

月形町が27年度で広域処理した場合の推計値、新ごみ処理施設の概算整備費用、新ごみ処理施設の整備費及び運用費に係る負担割合が定められており、美唄市の負担割合は、7.81%となっている。との答弁。

次に、新ごみ処理施設の整備費用について、細目協定に国の交付金、地方債等の財源内訳があり、美唄市の財源内訳も示されているが、生ごみ堆肥化と広域処理を分けることによる財政負担、国からの交付金等への影響について、との質疑に対し、広域の交付金については循環型社会形成推進交付金となっているが、生ごみ堆肥化については、広域処理ではなく単独で処理することから、今のところ、道のまちづくり交付金と農政の交付金等、別建ての補助金での対応を考えている。との答弁。

次に、北の観光リーダー養成セミナー事業について、報償費21万2,000円の内訳と地域資源調査の具体的な内容について、との質疑に対し、報償費については、美唄市で開催するセミナーの講師謝礼、あるいはアドバイザーの方の謝礼となっている。また、地域資源調査の内容については、セミナーの参加者でグループをつくり、自然環境や市内の施設、あるいは景観、特産品、炭鉱遺産等々を地域割りによりそれぞれ調査し、市外の方の目で地域資源を再発見していただくもので、最終的に地域資源をもととした模擬観光商品につなげたいと考えている。との答弁。

次に、小学校、中学校維持修繕事業における、学校施設及び遊具等の解体・撤去後の対応等について、との質疑に対し、峰延小学校の2間鉄棒、3間中鉄棒については、撤去後新たに同様のものを設置する。東小の屋外ト

イレについては、これまで、行事用として校舎内でのトイレ等も併用しながら利用してきたところであるが、老朽化の関係もあり、解体・撤去後は、校舎内のトイレで行事対応を行うこととしている。

中央小学校の渡り廊下については、併設されている物置と一体的に解体・撤去を行うものであるが、これまでスキー授業用のスキー保管室として活用が図られてきたところであるが、学校内の他の空きスペースを活用することとし、撤去後の新たな設置は考えていないところである。

また、中学校の屋外器具庫解体についても、解体後、備品等の整理をつけながら、校舎内や他の物置等で保管対応し、今後、備品等の状況を見ながら、新たな設置が必要かどうかを検討したい。との答弁。

次に、公園維持管理事業について、市内の各公園における遊具について、今冬の豪雪による、補正に至らずに経常経費の中での撤去や使用禁止など、子ども達に提供する遊具が減った状況はあるのか、との質疑に対し、遊具の老朽化により使用を中止しているものはあるが、このたびの豪雪による使用不能になっているものはない。との答弁。

次に市営住宅維持管理費について、いなほ団地集会所は、地域の集会所として長い間活用されているが、地域で使うことに問題はないのか、また、日常の管理、維持・修繕は、どのような基準、取り扱いがされているのか、との質疑に対し、いなほ団地集会所は、公営住宅の共同施設として、団地建設にあわせ建設されたものであり、使用上の管理については、団地自治会の方々がルールを定めて行っ

ている。建設にあたる目的としては、入居者の福利厚生のほか、団地周辺の方々とのコミュニケーションを図るという目的もあることから、地域周辺の方々にも利用いただいているところである。との答弁。

次に、豪雪被害について、今議会の冒頭、サン・スポーツランド美唄管理棟のホームタンクからの灯油漏れの教育行政報告もあったが、この大雪によるホームタンクの点検、修繕に関する取り組み状況について、との質疑に対し、サン・スポーツランド管理棟の灯油漏れの関係で、文化施設、体育施設等を点検した結果、南美唄コミュニティセンターの灯油タンク屋根が、雪の重みで若干ゆがむという被害はあったものの、灯油漏れに至るような事案は他にはなかった。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 74 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより、議案第 68 号ないし、議案第 70 号の以上 3 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 68 号美唄市火災予防条例の一部改正の件**ないし**議案第 70 号空知教育センター組合規約の一部変更の件**の以上 3 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 71 号ないし議案第 73 号の以上 3 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 71 号美唄市国民健康保険条例等の一部改正の件**ないし**議案第 73 号市道路線の認定及び廃止の件**の以上 3 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 74 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 74 号平成 24 年度美唄市一**

般会計補正予算第 4 号は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 3、意見書案第 6 号基地対策予算の増額等を求める意見書ないし、日程の第 10、意見書案第 13 号北海道地域最低賃金のさらなる改善を求める意見書の以上 8 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 6 号及び意見書案第 7 号の以上 2 件について、13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第 6 号及び意見書案第 7 号つきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところであります。

しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にあります。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されております。

基地交付金・調整交付金については、基地所

在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯があります。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されております。

よって、国におかれては、基地周辺市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望します。

記

1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月22日

北海道美唄市議会

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

美唄市の森林は総面積の44%を占め、トドマツ、カラマツなどの針葉樹やイタヤなどの広葉樹は四季折々に多様な表情を見せてくれます。

これら森林は、住宅資材や紙の原料など私たちの生活に欠かすことのできない木材を供給

するばかりでなく、国土の保全や水資源のかん養など、かけがえのない貴重な財産です。

また、近年は、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を推進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続

すること。

- 2 地球温暖化防止、特に、平成 25 年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。
- 3 安定的な森林経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。
- 4 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。
また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。
- 5 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。
- 6 森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。
- 7 国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 22 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に意見書案第 8 号について、10 番、高田正則議員。

●10 番高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 8 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国の出先機関改革に関する意見書

政府は、地域主権改革の一環として、国の出先機関の原則廃止の取り組みを進めており、昨年 12 月に政府が示した「広域的実施体制の枠組み（方向性）」では、国土交通省地方整備局などを当面の移譲候補として、国会での法案化を目指していると伝えられています。

現在、北海道においては、北海道特例の継続、公共事業予算の一括計上などの施策とあわせ、総合的な開発の枠組みが有効に機能していますが、北海道開発局についても、近年、存廃議論が続いており、国土交通省と農林水産省が所管する国の公共事業の実施を一元的・総合的に担う機関としての本質が軽んじられ、地方整備局など出先機関の権限移譲と同一視した見方が広がっている状況にあります。

北海道の中においても、美唄市は、積雪寒冷地・広域分散型の地域社会である上、本市の財政力は脆弱であることなどから、国と道とが適切に役割分担をして開発を進めていくことが必要です。

万が一にも、北海道開発局が統廃合・移譲されると、北海道開発の枠組みの廃止や形骸化・弱体化につながり、それによって食糧・エネルギー問題などの国家的課題に対処する北海道総合開発の使命を果たすことができなくなり、基盤整備の遅れや地域経済に与える影響も大変憂慮されます。

よって、国においては、地域主権という基本的な流れは理解できるものの、出先機関改革については拙速に結論を出すことなく、十分な情報提供を行うとともに、地元市町村の意見を踏まえて対応するなど、慎重に検討を進めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 22 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に意見書案第 9 号及び意見書案第 10 号の以上 2 件について、7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 9 号及び意見書案第 10 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）サービス維持を求める意見書

郵便局は、過疎地のネットワーク維持のため

に、あまねく全国に設置する義務が課せられていますが、4 月に成立した郵政民営化改定法案では、保険を扱っていない過疎地に立地する道内 182 局が「郵便局」とならず、設置義務の対象から外れる「営業所」扱いにされます。

法律から義務がなくなり、郵便局ネットワークが後退する重大な懸念があるばかりか、事業縮小や郵便局廃止に歯止めがなくなれば、過疎地の郵便局ほど、サービス低下に拍車がかかることが予想されます。

金融 2 社（郵貯銀行と郵便保険）についても、全国一律のサービス提供を義務付けなかったかわりに、日本郵便と金融 2 社の定款（業務契約）で担保することとしましたが、株式の保有割合が低下すれば、利益追求の民間会社となった 2 社が金融ユニバーサルサービス提供に応じるとは限りません。

これまで通りの、地域の郵便局ネットワークが維持され、これまで通り過疎地にある郵便局が存続されることを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 22 日

北海道美唄市議会

年金削減政策を中止し、さらなる充実を求める意見書

今日、日本の医療、年金、介護など、日本の社会保障はあらゆる分野で危機に瀕しています。年金制度への国民の信頼は揺らぎ、「医療崩壊」「介護難民」など社会保障の基盤そのものが大きく崩され、命が脅かされています。こうしたもとで、崩された社会保障を再生するこ

とは国民の切実に求めてやまないものとなっています。

年金保険料の際限ない値上げと給付削減、支給開始年齢の先延ばしなどによって、国民の年金不信は広がり、国民年金保険料の未納者が1千万人にのぼるという深刻な「空洞化」を引き起こしています。

今年度には、1～12月の消費者物価下落に相当する減額（0.3%）が6月に支給される4、5月分の年金から適用、12月支給分の年金から「特例水準」＝「過去に物価が下がった時に据え置いたために発生した本来水準との差額分」（2.5%）のうち0.9%の削減、2013、2014年度も0.8%ずつの削減が予定されています。

この「特例水準」の解消後に、年金を自動的に削減し続ける「マクロ経済スライド」の発動も検討の対象となっています。

これ以上の低年金の押しつけは、美唄市の年金生活者の暮らしにとって重大な打撃となるだけでなく、地域経済にもいっそう大きな影響を及ぼすことは明かです。

よって、政府は以下の項目について検討し、実現するように強く求めます。

記

1. 年金削減政策を中止し、無年金・低年金の解決をはかること。
2. 年金受給資格期間の短縮をはかること。
3. 「マクロ経済スライド」の発動はやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月22日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりで

ありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に意見書案第11号について、1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第11号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員の確保について、国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1／2へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現しました。また、2012年度に向けては、法改正は見送ったものの事実上の小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しています。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となって

おり、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編制の制度改正及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」などが引き続き計上されましたが、美唄市をはじめ教育現場においては、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について強く要請します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
 2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。
- 当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
 4. 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します

平成24年6月22日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に意見書案第12号及び意見書案第13号の以上2件について、6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第12号及び意見書案第13号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要であります。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、

雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012 年度政府予算では、地方交付税について総額 17. 5 兆円を確保しており、2013 年度予算においても、2012 年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められ、美唄市においてもきわめて脆弱な財政状況にあります。

このため、2013 年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて次の通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。

2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013 年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財政の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税 5 税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します

平成 24 年 6 月 22 日

北海道美唄市議会

北海道地域最低賃金のさらなる改善を
求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層

の増加に対して、働く者の生活を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

2007 年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008 年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、2010 年は雇用戦略対話における「早期に全国最低 800 円を目指す」との政公労使合意などにより、この 5 年間で 61 円の引き上げが行われ、北海道の最低賃金は 705 円となりました。

全国的にも、昨年、生活保護費との乖離解消が 6 都府県で進められましたが、依然、乖離額が残されているのは 3 道県であり、特に乖離額（現行 17 円）が最大である北海道としては、働くことのインセンティブを高めるためには、その乖離を速やかに解消することが、喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活できる賃金を約束しなければなりません。

現状では法定労働時間フルに働いても、税込み月額 12 万円程度、年額でも 140 万円程度にしかなく、昨年度 14 円引き上げをしましたが、生活困窮の度合いが改善されていないことは明らかです。

とくに美唄市を含む北海道は、非正規比率が 4 割と高く、最低賃金を基本とした賃金体系が多い地域であり、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請します。

記

1. 今年度の北海道地域最低賃金の改定に当た

っては、生活保護費との乖離解消は喫緊の課題であることから、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行なうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 22 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第 6 号ないし意見書案第 13 号の以上 8 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって**意見書案第 6 号基地対策予算の増額等を求める意見書ないし、意見書案第 13 号北海道地域最低賃金のさらなる改善を求める意見書**の以上 8 件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

●議長内馬場克康君 これをもって、平成 24 年第 2 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前 10 時 49 分 閉会

